

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 次の記述のうち、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）の「業務基準規程」に定められている「必要的情報開示事項」に該当しないものはどれか。なお、「必要的情報開示事項」とは、協会の会員（以下「会員」という）が、専門家としての業務を提供するに際して、書面をもって明確に顧客に開示すべき事項のことである。

1. 会員の有する保有資格その他それに関連する重要な情報
2. 会員が代理人として行動する場合はその権限の範囲
3. 会員の学歴、職業経歴等当該会員の個人的資質証明事項
4. 会員が、フィーオンリーの開業者であるか、コミッションその他の経済的利益を得ているか否か

(問題 2)

(設問B) 金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者ではないFPは、業として投資助言を行うことはできないが、投資判断の前提となる基礎資料（景気動向・企業業績など）を顧客に提供することは投資助言には当たらないとされている。
2. 金融商品取引業者の順守すべき行為規制の一つとして、顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らし、その顧客にとって不適当な勧誘をしてはならないという「適合性の原則」がある。
3. 金融商品取引業者等は、一般投資家から有価証券の売買等に関する注文を受けた後、遅滞なく当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を顧客に交付しなければならない。
4. 金融商品仲介業者には、「名義貸しの禁止」「顧客から金銭・有価証券の預託を受けることの禁止」などの行為規制があり、自ら顧客口座を持つことや金融取引等の契約当事者となることはできない。

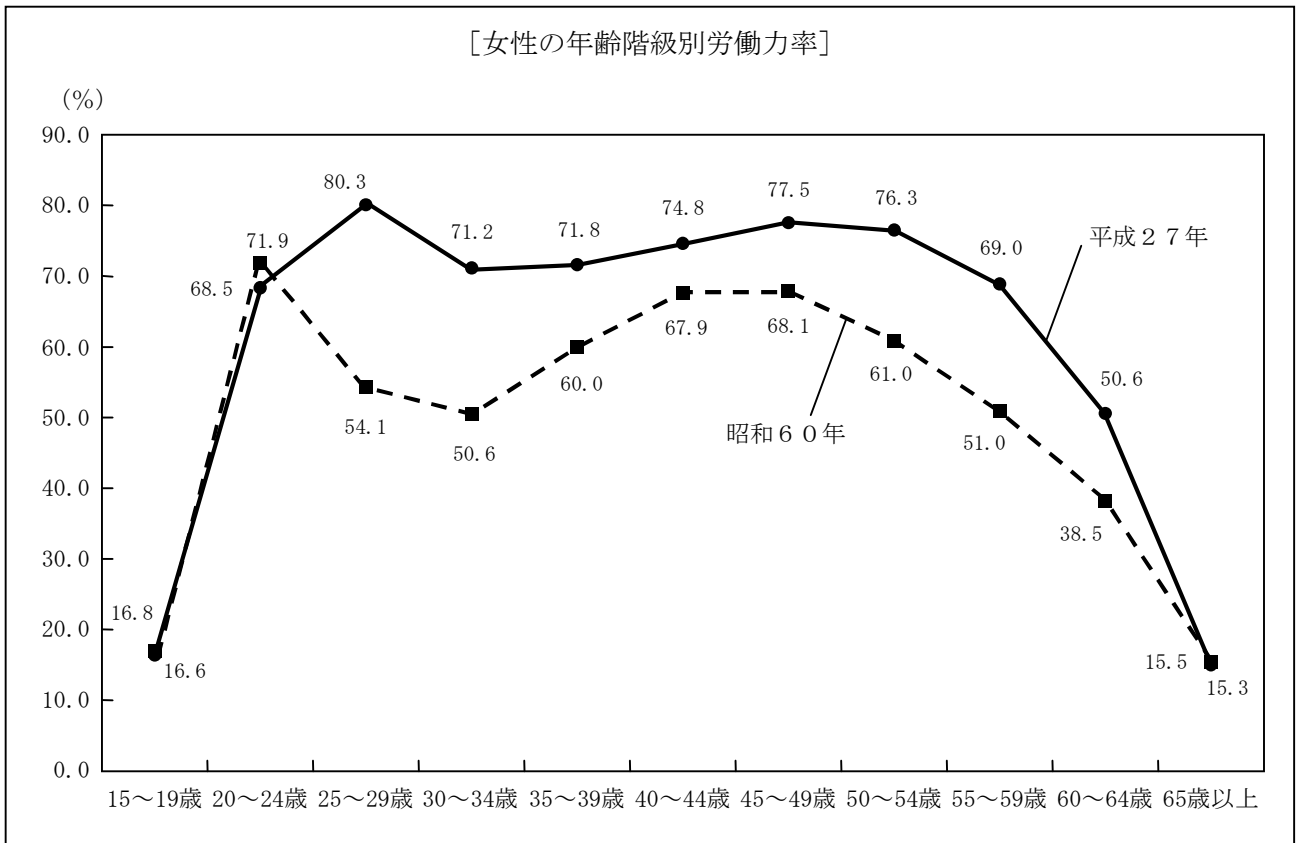
問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最近の情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 以下の<資料>は、厚生労働省の「平成27年版働く女性の実情(Ⅲ部)」(概要版)で公表された「女性の年齢階級別労働力率」の図である。女性の労働力率は結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字型カーブを描くことが知られている。この<資料>に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<資料>



1. 平成27年の女性の年齢階級別労働力率は、「25～29歳」と「45～49歳」を左右のピークとし、「30～34歳」を底とするM字型カーブである。
2. 昭和60年の女性の年齢階級別労働力率は、「20～24歳」と「45～49歳」を左右のピークとし、「30～34歳」を底とするM字型カーブである。
3. 平成27年と昭和60年の女性の労働力率を年齢階級ごとに比較すると、変動幅が最も大きいのは「25～29歳」の26.2ポイントである。
4. 平成27年のM字型カーブの底の値は昭和60年に比べ、20.6ポイント下降し、くぼみが大幅に深くなっている。

(問題4)

(設問B) ひとり親家庭（母子家庭や父子家庭）に対する支援事業等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「母子父子寡婦福祉資金貸付金」は、連帯保証人が2人以上いなければ、利用することができない。
2. 「自立支援教育訓練給付金」は、雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、一般教育訓練給付金の支給額との差額が支給される。
3. 「児童扶養手当」は、公的年金の受給額が児童扶養手当の額より低い場合、その差額を受給することができる。
4. 「ひとり親家庭等の医療費助成」は、生活保護を受給しているひとり親家庭は利用することができない。

(問題5)

(設問C) 仕事と育児・介護の両立支援の拡充を目的として育児・介護休業法等が改正され、平成29年1月1日に施行された。育児や介護に係る育児・介護休業法や男女雇用機会均等法、労働者派遣法の改正に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 有期契約労働者の育児休業の取得要件は、改正により、同一の事業主に過去（ア）以上継続して雇用されていること、子が1歳6ヵ月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないことの2つに緩和された。
- ・ 子の看護休暇の取得単位は、改正により柔軟化され、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き、（イ）単位での取得が可能となった。
- ・ 上司・同僚などによる妊娠、出産、育児休業、介護休業の取得等を理由とする嫌がらせなどの就業環境を害する行為を防止する措置を講じることが、事業主に新たに義務付けられた。
- ・ 派遣労働者の（ウ）についても、育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いが禁止された。

1. (ア) 1年 (イ) 時間 (ウ) 派遣元
2. (ア) 1年6ヵ月 (イ) 時間 (ウ) 派遣先
3. (ア) 1年 (イ) 半日（1日の所定労働時間の2分の1） (ウ) 派遣先
4. (ア) 1年6ヵ月 (イ) 半日（1日の所定労働時間の2分の1） (ウ) 派遣元

(問題6)

(設問D) 育児・介護休業法と雇用保険法は、介護離職を防止し仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備を目的として改正され、育児・介護休業法は平成29年1月1日に、雇用保険法は平成28年8月1日に施行された。これらの法改正に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、介護終了までの期間について、介護のための所定外労働の免除を請求することができるようになった。
2. 介護休暇の取得単位は、改正前は1日単位であったが、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き、半日単位での取得もできるようになった。
3. 介護休業給付金の支給額は、「休業開始時賃金日額×支給日数×60%」となった。
4. 要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、介護休業とは別に、介護のための所定労働時間短縮措置を利用開始から3年間で2回以上利用できることになった。

問3

共働きの会社員である長谷川さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにしました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間）

- ・ 宏行さん（本人）：現在350万円
- ・ 翔子さん（妻）：現在210万円（短時間勤務）
2026年から通常勤務となり、300万円（現在価値）となる。

○一時的収入

- ・ 学資保険の満期学資金：長男および長女の大学入学年である2034年、2035年にそれぞれ200万円

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間300万円（現在価値）

○住宅関連費（賃貸マンション）

- ・ 家賃（管理費等込み）：年間108万円。今後も変わらないものとする。

○教育費

- ・ 長男は、小学校、中学校は公立、高校は私立、大学（四年制）は私立文系への進学を予定している。
- ・ 長女は、小学校、中学校は公立、高校は私立、大学（四年制）は私立理系への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	120万円	40万円	90万円	90万円	120万円
入学一時金	—	10万円	40万円	10万円	30万円	30万円	30万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○保険料

- ・ 2017年は年間44万円（学資保険の保険料が長男分および長女分それぞれ年間12万円、その他の保険料が年間20万円）

○その他支出

- ・ レジャー、帰省等：毎年30万円（現在価値）

○一時的支出

- ・ 旅行：2023年に30万円、2032年、2036年にそれぞれ50万円（すべて現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦(年)		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成(年)		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
家族・年齢	長谷川 宏行 本人	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
	翔子 妻	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	大地 長男	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	七海 長女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ライフイベント							長男 小学校 入学	長女 小学校 入学 旅行				
		変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%	350	354	357	361	364					
	給与収入(妻)	1.0%	210	212	214	216	219					
	一時的収入	0.0%										
	収入合計	-	560	566	571	577	583	589			(ア)	
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318			
	住宅関連費	0.0%	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
	教育費(長男)	1.0%	40	25	22	23	23					
	教育費(長女)	1.0%	20	20	12	11	11					
	保険料	0.0%	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
	その他支出	1.0%	30	30	31	31						
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0					
	支出合計	-	542	530	523	526	529		(イ)			579
年間収支	-	18	36	48	51	54	35			33	132	136
預貯金等残高	1.0%	400	440	492	548	607	648		688	728	867	1,012

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦(年)		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
平成(年)		40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
家族・年齢	長谷川 宏行 本人	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
	翔子 妻	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
	大地 長男	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	七海 長女	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
ライフイベント		長男 中学校 入学	長女 中学校 入学		長男 高校入学	長女 高校入学 旅行		長男 大学入学	長女 大学入学	旅行		
		変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%			398	402	406	410	415	419	423	427
	給与収入(妻)	1.0%			341	345	348	352	355	359	362	366
	一時的収入	0.0%										
	収入合計	-			747	754	762					
支出	基本生活費	1.0%	335	338	341	345	348	352	355	359	362	366
	住宅関連費	0.0%	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
	教育費(長男)	1.0%							142	108	109	110
	教育費(長女)	1.0%							107	179	145	146
	保険料	0.0%	44	44	44	44	44	44	44	32	20	20
	その他支出	1.0%	33	34	34	34	35	35	36	36	36	37
	一時的支出	1.0%										
	支出合計	-	620	648	641	726	836	751	792	822	840	787
年間収支	-	105	84	98	21	▲82	11	178	156	▲55	6	
預貯金等残高	1.0%	1,127	1,222	1,332	1,366	1,298	1,322	1,513	1,684	1,646	1,668	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものをを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問A) 現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 613 (イ) 566
2. (ア) 613 (イ) 598
3. (ア) 711 (イ) 566
4. (ア) 711 (イ) 598

(問題8)

(設問B) CFP[®]認定者は以下の〈見直し内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・ 基本生活費：年間300万円（現在価値）を、2018年から276万円（現在価値）に減らす。
- ・ 保険料：生命保険の保障の見直しにより、学資保険はそのまま継続し、2018年以降、その他の保険料を年間5万円減らす。

1. 2,100
2. 2,279
3. 2,288
4. 2,300

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦(年)		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成(年)		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
家族・年齢	長谷川 宏行 本人	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
	翔子 妻	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	大地 長男	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	七海 長女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ライフイベント								長男 小学校 入学	長女 小学校 入学 旅行			
		変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%	350	354	357	361	364					
	給与収入(妻)	1.0%	210	212	214	216	219					
	一時的収入	0.0%										
	収入合計	-	560	566	571	577	583	589				
支出	基本生活費	1.0%	300									
	住宅関連費	0.0%	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
	教育費(長男)	1.0%	40	25	22	23	23					
	教育費(長女)	1.0%	20	20	12	11	11					
	保険料	0.0%	44	39	39	39						
	その他支出	1.0%	30	30	31	31						
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0					
	支出合計	-	542	501	494	496	499					
年間収支	-	18	65	77	81	84	65					
預貯金等残高	1.0%	400	469	551	638	728	800	835	904	977	1,150	1,329

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦(年)		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
平成(年)		40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
家族・年齢	長谷川 宏行 本人	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
	翔子 妻	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
	大地 長男	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	七海 長女	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
ライフイベント			長男 中学校 入学	長女 中学校 入学		長男 高校 入学	長女 高校 入学 旅行		長男 大学 入学	長女 大学 入学	旅行	
		変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%			398	402	406	410	415	419	423	427
	給与収入(妻)	1.0%			341	345	348	352	355	359	362	366
	一時的収入	0.0%										
	収入合計	-			739	747	754	762				
支出	基本生活費	1.0%							330	333	337	
	住宅関連費	0.0%	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
	教育費(長男)	1.0%			57	138	104	106	142	108	109	110
	教育費(長女)	1.0%			57	57	139	106	107	179	145	146
	保険料	0.0%										
	その他支出	1.0%				34	35	35	36	36	36	37
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0						
	支出合計	-	588	616	609	693	803	718	759		806	753
年間収支	-	137	116	130	54	▲49	44	211		▲21	40	
預貯金等残高	1.0%	1,479	1,610	1,756	1,828	1,797	1,859	2,089	(ウ)		2,365	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

問4

教育や住宅取得等に係る資金設計に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 日本学生支援機構の給付型奨学金(平成30年度進学者向け)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 対象者は、平成30年度に大学に進学を予定している人等であって、住民税(所得割)非課税世帯の人、生活保護受給世帯の人、社会的養護を必要とする人のいずれかに該当する人である。
2. 給付月額、進学先の大学等の国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により異なる。
3. 給付型奨学金と併せて、日本学生支援機構の第二種奨学金を利用することは可能であるが、第一種奨学金を併せて利用することはできない。
4. 奨学金受給中は毎年度、翌年度の給付継続について申請し資格について審査(適格認定)を受けることになり、成績不振等の場合は奨学金の給付が停止されることがある。

(問題10)

(設問B) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、海外留学資金については考慮しないこととする。

- ・ 借入限度額は学生・生徒一人につき、最大(ア)である。
- ・ 交通遺児家庭や母子家庭など一定の条件にあてはまる場合を除き、返済期間は(イ)以内である。

1. (ア) 350万円 (イ) 10年
2. (ア) 300万円 (イ) 10年
3. (ア) 350万円 (イ) 15年
4. (ア) 300万円 (イ) 15年

(問題 1 1)

(設問 C) 大津俊哉さん(会社員・年収680万円)は、住宅購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金550万円と父から贈与される85万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.50%(全期間固定金利)、返済期間35年(返済回数420回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,061円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,890万円
2. 3,970万円
3. 4,250万円
4. 4,330万円

(問題 1 2)

(設問D) 所得税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除、以下「特別控除」という)に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 特別控除を受けるための要件の一つは、特別控除を受けようとする年分の合計所得金額が、(ア)以下であることである。
- ・ 特別控除を受けるための要件の一つは、取得した居住用家屋の床面積が50m²以上であること、床面積の(イ)以上がもっぱら自己の居住の用に供するものであることである。
- ・ 上記の要件の「50m²以上」か否かについては、夫婦で共有する戸建て住宅の場合は(ウ)判定する。

- | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|----|---------|------|-----------------------------|
| 1. | 2,000万円 | 3分の2 | 家屋全体の床面積によって |
| 2. | 3,000万円 | 2分の1 | 家屋全体の床面積によって |
| 3. | 2,000万円 | 2分の1 | 家屋全体の床面積に本人の共有持分を乗じた床面積によって |
| 4. | 3,000万円 | 3分の2 | 家屋全体の床面積に本人の共有持分を乗じた床面積によって |

問5

現役世代の資金設計や資産運用に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題13)

(設問A) 布施千夏さんは、クレジットカードを利用して平成29年7月に電化製品を10万円で、また、9月に装飾品を8万円で購入し、いずれもリボルビング払いにより返済している。布施さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては、月割り計算し円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

- ・ 利息：前月末の残高に対して年利15%
- ・ 毎月返済額：2万円(元利定額)

<元利定額リボルビング返済表>

(単位：円)

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
平成29年 7月	—	—	—	100,000
8月	20,000			
9月	20,000			
10月	20,000			(ア)

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

1. 43,043
2. 124,043
3. 124,281
4. 125,055

(問題 14)

(設問B) 会社員の平尾忠幸さん(50歳)は、2028年3月末に定年退職する予定である。退職後は、蓄えた資金を複利運用しながら、20年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自宅のリフォーム資金に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、当初6年間経過後の4年間において毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・ 2018年4月1日から定年退職までの10年間は、用意した貯蓄750万円(2018年3月末時点)を、当初6年間は年利1.0%、その後の4年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 当初6年間は毎年3月末に60万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 当初6年間経過後の4年間は毎年3月末に一定金額を積み立てながら(それまでの積立金とともに)、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2028年3月末の定年退職後は、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用しながら、20年間にわたり毎年3月末に60万円ずつ取り崩す。
- ・ 自宅のリフォーム資金として、退職から4年後(2032年3月末)に500万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
6年	1.062	1.093	1.126
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
6年	0.942	0.915	0.888
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
6年	6.152	6.230	6.308
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
6年	5.795	5.697	5.601
20年	18.046	17.169	16.351

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
6年	0.163	0.161	0.159
20年	0.045	0.043	0.041

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
6年	0.173	0.176	0.179
20年	0.055	0.058	0.061

1. 56万円
2. 59万円
3. 64万円
4. 66万円

(問題15)

(設問C) 青山武志さん(57歳)は、WQ株式会社(上場会社)に勤務しており、3年後に定年退職を迎える予定である。青山さんが積み立てている財形年金貯蓄および従業員持株会の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問の財形年金貯蓄は預金商品で運用されているものとする。

1. 青山さんが定年退職に伴って財形年金貯蓄を解約し一時金で受け取った場合、適格払出しに該当せず、払出し日前7年以内に発生した利子に課税される。
2. 青山さんが所有し居住している家屋が平成29年11月に災害により全壊したことにより、財形年金貯蓄を平成29年12月に払い出す場合、利子等に対して課税されることなく払出しができる。
3. 青山さんが従業員持株会に拠出しており、その拠出金の一定割合相当額が会社から奨励金として支給されている場合、その奨励金は所得税の計算上、給与所得として課税される。
4. 青山さんが従業員持株会で購入した株式を売却する場合、当該持株会の口座から、市場に直接売却することはできない。

問6

最近の働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題16)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間と休憩に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 使用者は労働者に休憩時間を除き1週間に40時間を超えて労働させてはならないが、常時10人未満の労働者を使用する小売業については、1週間に44時間まで労働させることができる。
2. 就業規則により定められている労働時間が休憩時間を除き1日に7時間である事業場で、労働者が1日に8時間労働した場合は、時間外労働となる。
3. 昼食休憩中に使用者に命じられて来客当番をする時間は、労働時間に含まれる。
4. 1日の労働時間が8時間を超える場合、使用者は労働者に少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。

(問題17)

(設問B) 労働安全衛生法に基づく、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施（以下「ストレスチェック制度」という）に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

ストレスチェック制度は、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、常時（ア）以上の労働者を使用する事業場に実施が義務付けられている。ストレスチェックは、（イ）以内ごとに1回、定期に行うこととされており、ストレスチェックの結果は、医師等の実施者から（ウ）労働者に通知される。

1. (ア) 50人 (イ) 1年 (ウ) 直接
2. (ア) 500人 (イ) 1年 (ウ) 事業者を經由して
3. (ア) 50人 (イ) 6ヵ月 (ウ) 直接
4. (ア) 500人 (イ) 6ヵ月 (ウ) 事業者を經由して

(問題 18)

(設問C) 労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 労働者が業務上の災害でケガをしてやむを得ず指定医療機関以外の病院で治療を受け、治療費を立替え払いした場合、その費用が療養補償給付として現金給付される。
2. 労働者が業務上の災害により療養のため4日以上仕事を休み賃金が支払われない場合、休業4日目から1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が休業補償給付として支給される。
3. 労働者災害補償保険の給付の金額の基になる給付基礎日額は、算定事由発生日以前6ヵ月間の賃金総額をその6ヵ月間の総日数で除した金額となる。
4. 二次健康診断等給付は、一次健康診断において所定の項目に異常の所見がある場合、労働者の請求により現物給付される。

(問題 19)

(設問D) 個別労働紛争解決制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度である。(ア)により解決しない場合は労働局長による(イ)を求めることができる。(イ)によっても解決が困難な場合は紛争調整委員会による(ウ)により紛争の解決を図る。

1. (ア) 総合労働相談 (イ) 情報提供・診断 (ウ) 仲裁
2. (ア) 総合労働相談 (イ) 助言・指導 (ウ) あっせん
3. (ア) 総合法律相談 (イ) 助言・指導 (ウ) 仲裁
4. (ア) 総合法律相談 (イ) 情報提供・診断 (ウ) あっせん

(問題20)

(設問E) 住吉陽子さん(48歳)は、RC株式会社において有期雇用契約で働いていたが、所属部署の統廃合の影響で、契約更新を希望していたものの更新には至らず、平成29年10月末日付で離職した。以下の<資料>に基づき、RC社の退職により住吉さんの雇用保険の基本手当の受給資格が決定された場合の所定給付日数として、正しいものはどれか。なお、住吉さんは、これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

<資料>

[住吉さんとRC社との雇用契約の状況等]

- ・ RC社との労働契約は6ヵ月の有期雇用契約であった。
- ・ RC社との雇用契約書には、日給月給制で週休2日制の1日7時間勤務であること、また、契約更新条項には「契約の更新をする場合がある」ということが記載されており、過去2回契約が更新されていた。

[住吉さんの雇用保険の加入状況]

勤務先	RA社	RB社	RC社
資格取得日	平成7年4月1日	平成18年5月1日	平成28年5月1日
離職日	平成17年3月31日	平成28年3月31日	平成29年10月31日

[基本手当の所定給付日数]

○一般受給資格者

算定基礎期間 離職時の 満年齢	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

○特定受給資格者および特定理由離職者

算定基礎期間 離職時の 満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

1. 90日
2. 120日
3. 180日
4. 270日

(問題 2 1)

(設問 F) 雇用保険の再就職手当および高年齢再就職給付金に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、就職日は平成 29 年 1 月 1 日以降であるものとする。

- 再就職手当は、雇用保険の基本手当の受給資格者が安定した職業に就いたとき、一定の要件を満たす場合に支給される。その額は、基本手当の支給残日数に応じ次のとおりである。

<支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上の場合>

基本手当日額 (一定の上限あり) × 所定給付日数の支給残日数 × (ア)

<支給残日数が所定給付日数の 3 分の 2 以上の場合>

基本手当日額 (一定の上限あり) × 所定給付日数の支給残日数 × (イ)

- 同一の就職について再就職手当と高年齢再就職給付金は (ウ)。

- (ア) 50% (イ) 60% (ウ) 併給される
- (ア) 50% (イ) 60% (ウ) 併給されない
- (ア) 60% (イ) 70% (ウ) 併給されない
- (ア) 60% (イ) 70% (ウ) 併給される

問7

社会保険の適用や給付に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題22)

(設問A) Q A株式会社に勤務する浅見純子さんと宇野仁美さんに支給された平成29年3月から6月までの給与は、以下の<資料>のとおりである。以下の<資料>に基づく健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の設定および改定に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、浅見さんと宇野さんは協会けんぽの被保険者である。

<資料>

[平成29年3月から6月までの給与の支払状況] (単位：円)

	浅見純子さん			宇野仁美さん		
	基本給	残業手当	合計	基本給	残業手当	合計
3月支給分	183,000	20,000	203,000	180,000	3,000	183,000
4月支給分	183,000	25,000	208,000	210,000	0	210,000
5月支給分	186,000	3,000	189,000	210,000	0	210,000
6月支給分	186,000	2,000	188,000	210,000	0	210,000

※交通費など上記に記載のないものの支給はない。

※2人とも平成29年3月の標準報酬月額は、180,000円である。

※QA社の賃金締切日は月末で、支払日は翌月末である。

※QA社の昇給は年1回4月に行われ、5月支給分から反映される。

※宇野仁美さんは、平成29年3月に管理職となり基本給が増え、平成29年4月支給分から残業手当の支給はなくなった。また、平成29年4月の昇給はなかった。

※平成29年3月支給分から6月支給分まで、報酬を計算する基礎となる日数については、2人ともいずれの月も17日以上であるものとする。

[標準報酬月額等級表] (単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
15	12	180,000	175,000	185,000
16	13	190,000	185,000	195,000
17	14	200,000	195,000	210,000
18	15	220,000	210,000	230,000

浅見純子さんは、定時決定により（ア）から標準報酬月額が（イ）となり、宇野仁美さんは、随時改定により（ウ）から標準報酬月額が（エ）となる。

1. (ア) 7月 (イ) 190,000円 (ウ) 9月 (エ) 220,000円
2. (ア) 7月 (イ) 200,000円 (ウ) 9月 (エ) 200,000円
3. (ア) 9月 (イ) 190,000円 (ウ) 7月 (エ) 200,000円
4. (ア) 9月 (イ) 200,000円 (ウ) 7月 (エ) 220,000円

（問題23）

（設問B）佐野明美さん（35歳）は、来月からLE株式会社で短時間労働者として働く予定である。以下の＜資料＞に基づく、明美さんの公的医療保険制度や公的年金制度の加入に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[明美さんのデータ]

- ・ 週の所定労働時間は、24時間（1日6時間で週4日勤務）である。
- ・ 雇用期間は、1年以上見込まれる。
- ・ 基本給は月額9万円であり、年収は108万円である。
- ・ 学生ではない。
- ・ 明美さんの夫（38歳・年収450万円）は、協会けんぽの被保険者である。

[LE社のデータ]

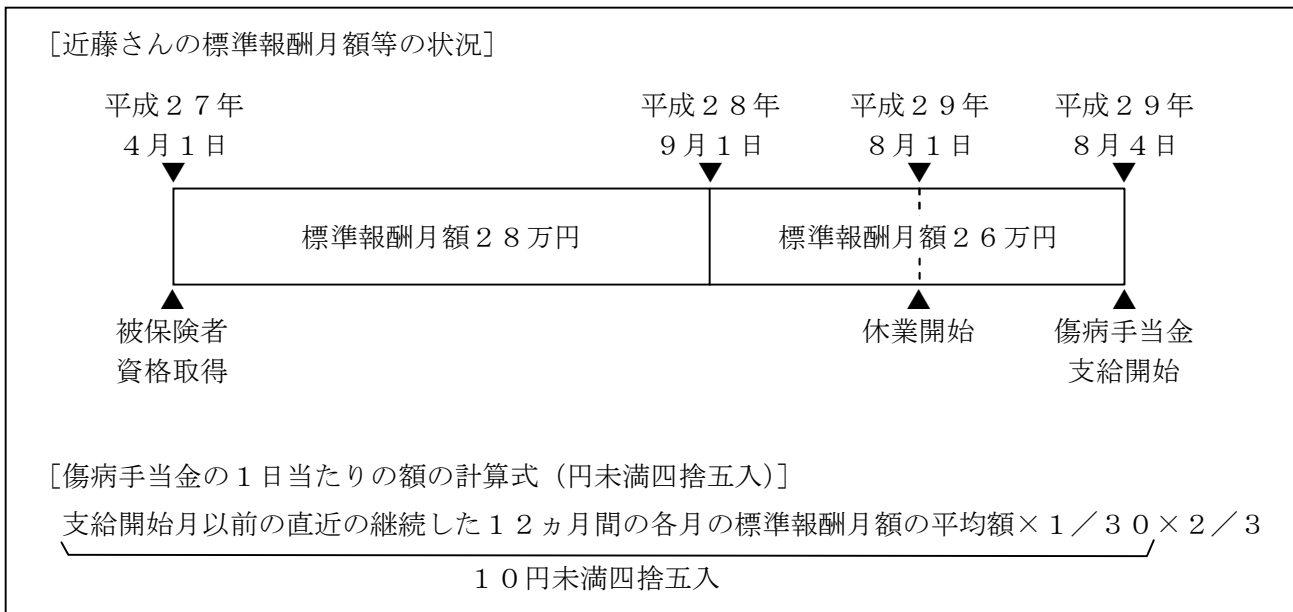
- ・ LE社の短時間労働者を除く厚生年金保険の被保険者は、800人である。
- ・ LE社は、協会けんぽの適用事業所である。
- ・ LE社の通常の社員の週の所定労働時間は、40時間である。

1. 厚生年金保険の被保険者となる。
2. 国民年金の第1号被保険者となる。
3. 国民健康保険の被保険者となる。
4. 協会けんぽで夫の被扶養者となる。

(問題 2 4)

(設問C) 会社員の近藤啓介さんは、私傷病により労務不能となって、平成29年8月1日から平成29年10月31日まで休職し、健康保険の傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、近藤さんが休業期間において受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、近藤さんに対する傷病手当金の支給日数は、89日(8月、9月、10月の暦日数92日から待期期間の3日を差し引いたもの)とし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、近藤さんは協会けんぽの被保険者であり、傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>



1. 514,420円
2. 517,357円
3. 531,760円
4. 534,796円

(問題 25)

(設問D) 飯田和宏さん(昭和23年5月24日生まれ・69歳)は、QC株式会社に60歳の定年後も継続して勤務している。飯田さんの医療費および自己負担額等が以下のとおりである場合、平成29年1月から6月までの高額療養費の支給額の合計として、正しいものはどれか。

<飯田さんのデータ>

- ・ 協会けんぽの被保険者である。
- ・ 所得区分は、「標準報酬月額28万円～50万円」である。
- ・ 「健康保険限度額適用認定証」の提示はしていないものとする。

<飯田さんの医療費等>

[平成27年分]

医療費の支払いはない。

[平成28年分]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
医療費	100万円	100万円	100万円	5万円	100万円	5万円
自己負担額	300,000円	300,000円	300,000円	15,000円	300,000円	15,000円
高額療養費 支給額	212,570円	212,570円	212,570円	0円	255,600円	0円

(注) 平成28年7月から平成28年12月の各月においては、医療費の支払いはない。

[平成29年分]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
医療費	0円	100万円	100万円	100万円	100万円	5万円
自己負担額	0円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	15,000円

※入院時の食事代や差額ベッド代等の記載のない事項については考慮しないものとする。

<70歳未満の自己負担限度額(月額)>

- ・ 所得区分「標準報酬月額28万円～50万円」

$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
多数回該当 44,400円

1. 893,310円
2. 936,340円
3. 979,370円
4. 1,022,400円

問 8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Kについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の<資料>を適宜使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

<資料>

[年金の経過措置一覧表 (一部抜粋)]

生年月日	老齢基礎の資格期間			老齢厚生年金						
	国民年金と合わせた期間	被用者年金加入期間	中高齢厚生年金加入期間	男子の定額部分支給開始年齢	女子の定額部分支給開始年齢	定額部分の単価の乗率	男子の報酬比例部分支給開始年齢	女子の報酬比例部分支給開始年齢	報酬比例部分の乗率 1000分の	
									平成15年3月以前	平成15年4月以後
昭25.4.2～昭26.4.1	25年	20年	19年	—	63歳	1.000	60歳	60歳	7.125	5.481
昭26.4.2～昭27.4.1	〃	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭27.4.2～昭28.4.1	〃	21年	—	—	64歳	〃	〃	〃	〃	〃
昭28.4.2～昭29.4.1	〃	22年	—	—	〃	〃	61歳	〃	〃	〃
昭29.4.2～昭30.4.1	〃	23年	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭30.4.2～昭31.4.1	〃	24年	—	—	〃	〃	62歳	〃	〃	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	〃	—	—	—	—	〃	63歳	〃	〃	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	61歳	〃	〃
昭34.4.2～昭35.4.1	〃	—	—	—	—	〃	64歳	〃	〃	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	62歳	〃	〃
昭36.4.2～昭37.4.1	〃	—	—	—	—	〃	(65歳)	〃	〃	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	63歳	〃	〃
昭38.4.2～昭39.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	64歳	〃	〃
昭40.4.2～昭41.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭41.4.2～昭42.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	(65歳)	〃	〃
昭42.4.2～昭43.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,625円×定額部分の単価の乗率×被保険者期間の月数

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 平成15年3月以前の被保険者期間分

(平成29年度再評価)

平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

(イ) 平成15年4月以後の被保険者期間分

(平成29年度再評価)

平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 389,800円

(問題 26)

(設問A) 会社員の馬場省吾さんが63歳の誕生日に会社を退職する場合、省吾さんが受け取ることができる60歳前半の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<資料>に基づくこととする。

<資料>

[馬場さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	生年月日・年齢	公的年金加入歴等
馬場 省吾	本人	昭和33年10月10日 (59歳)	昭和56年4月にMA株式会社に就職(厚生年金加入)し、63歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。
馬場 久美	妻	昭和35年10月5日 (57歳)	厚生年金に2年加入し、昭和58年4月の結婚後は専業主婦である。

※久美さんは、60歳になるまで国民年金に加入する予定である。

[省吾さんの厚生年金加入歴]

昭和56年4月
▼

平成15年4月
▼

被保険者期間	被保険者期間	被保険者期間
264月	186月	36月
平均標準報酬月額 29万円	平均標準報酬月額 45万円	平均標準報酬月額 45万円

▲ MA社 入社

▲ 60歳

▲ 63歳

※省吾さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,004,250円
2. 1,093,042円
3. 1,394,050円
4. 1,482,842円

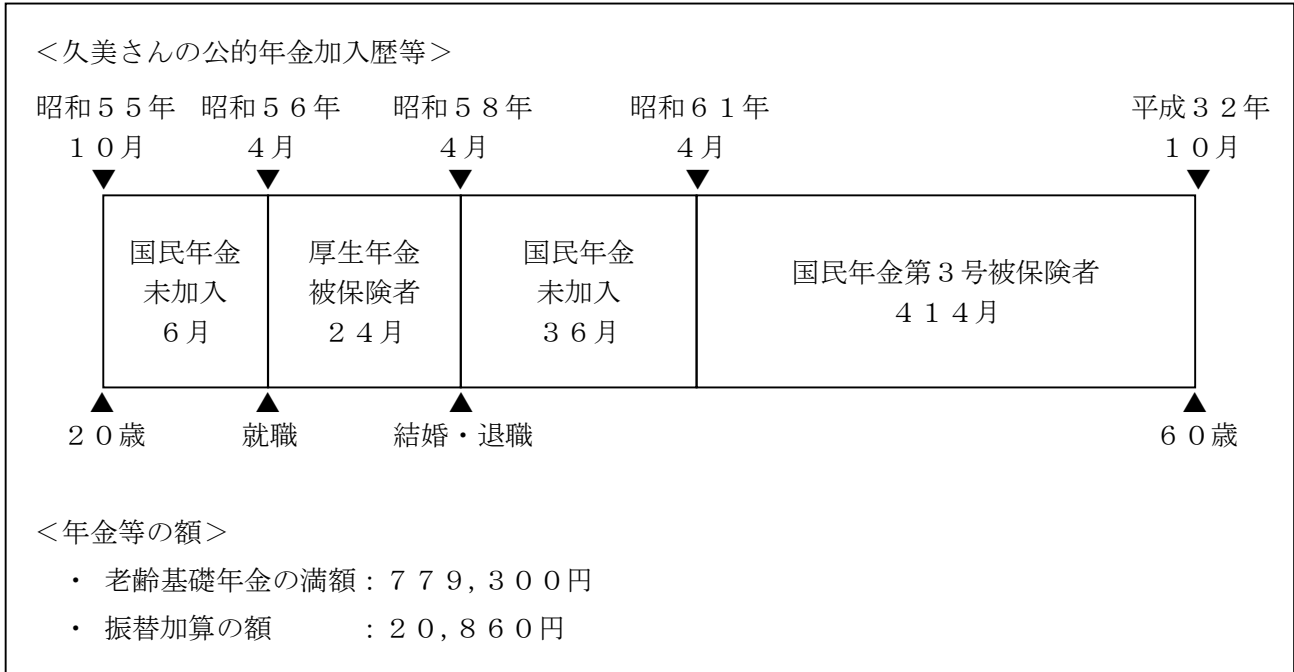
(問題 27)

(設問B) (問題26)の省吾さんが63歳の誕生日に会社を退職する場合、省吾さんが65歳から受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。なお、老齢基礎年金の満額は、779,300円である。

1. 730,594円
2. 731,250円
3. 779,300円
4. 789,041円

(問題 28)

(設問C) (問題 26) の久美さんの公的年金加入歴等が以下のとおりである場合、久美さんが65歳時に国民年金から受給する老齢給付の額として、正しいものはどれか。なお、省吾さんとの生計維持関係は今後も変わらないものとする。



1. 672,146円
2. 693,006円
3. 711,111円
4. 731,971円

(問題 29)

(設問D) 湯本明さん(60歳)は、平成29年8月末のMB株式会社の60歳定年後も継続雇用制度を利用して引き続きMB社で働いている。湯本さんの継続雇用等に係るデータが以下の<資料>のとおりである場合、湯本さんの63歳時(平成32年9月)の在職老齢年金の月額として、正しいものはどれか。なお、高年齢雇用継続基本給付金との調整は考慮しないものとする。

<資料>

[湯本さんのデータ]

- ・ 昭和32年8月20日生まれ
- ・ 定年後も引き続き厚生年金に加入する。
- ・ 60歳以降の賞与：毎年6月と12月に各33万円
- ・ 60歳以降の賃金月額：250,000円
- ・ 63歳から受給する特別支給の老齢厚生年金の額：1,260,000円

[60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額の計算式]

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額：標準報酬月額+その月以前1年間に支払われた標準賞与額の総額÷12

標準賞与額：同一月に支払われた賞与合計額の1,000円未満の端数を切り捨てたもの(150万円が上限)

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬月額		報酬月額	
厚年等級	月額	以上	未満
16	240,000	230,000	~ 250,000
17	260,000	250,000	~ 270,000
⋮			
31	620,000	605,000	~

1. 35,000円
2. 40,000円
3. 62,500円
4. 67,500円

(問題30)

(設問E) 北村耕史さんは、現在勤務しているZW株式会社で70歳になるまで働き、70歳から老齢厚生年金を繰下げ受給しようと考えている。以下の<北村さん夫婦のデータ>に基づく老齢厚生年金の繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<北村さん夫婦のデータ>

氏名	続柄	生年月日・年齢	公的年金加入歴等
北村 耕史	本人	昭和29年5月10日 (63歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳から国民年金保険料を納付。 ・ 52歳でZW社に就職して、厚生年金に加入した。 ・ 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢は、61歳である。
北村 春代	妻	昭和33年4月5日 (59歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳から国民年金保険料を納付。 ・ 昭和62年4月に耕史さんと結婚。 ・ 耕史さんがZW社に就職した後は国民年金第3号被保険者となり、以後、耕史さんに生計を維持されている。

※北村さん夫婦に子はいない。

※北村さん夫婦は障害の状態ではない。

1. 耕史さんが61歳から特別支給の老齢厚生年金を受給した場合、老齢厚生年金を繰下げ受給することはできない。
2. 耕史さんが老齢厚生年金を繰下げ受給する場合、同時に老齢基礎年金を繰下げ受給しなければならない。
3. 耕史さんが70歳から繰下げ受給をするつもりで老齢厚生年金を請求しないまま68歳で死亡した場合、春代さんは耕史さんが65歳から死亡するまでの間に受給できたはずの老齢厚生年金を未支給年金として請求することができる。
4. 耕史さんが70歳から老齢厚生年金を繰下げ受給し、その後死亡した場合、春代さんが受給する遺族厚生年金の額は、繰下げにより増額された老齢厚生年金(報酬比例部分)の額に4分の3を乗じた額となる。

(問題 3 1)

(設問F) 以下の<資料>に基づき、安藤綾香さん(昭和27年7月10日生まれ・65歳)が65歳から受け取っている老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[安藤さんの公的年金加入歴]

昭和47年7月 昭和50年4月 平成21年4月 平成24年7月

国民年金第1号被保険者(保険料納付済) 33月

厚生年金被保険者 408月

国民年金第1号被保険者

全額免除期間 12月

半額免除期間 12月

納付済期間 15月

20歳 平成22年4月 平成23年4月 60歳

※追納および60歳以後の任意加入はしていないものとする。また、付加保険料は納付していない。

[老齢基礎年金の満額] 779,300円

[保険料免除期間の老齢基礎年金額への反映割合(平成21年4月以降の免除期間)]

保険料免除期間の種類	年金額への反映割合
4分の1免除	保険料免除月数×7/8
半額免除	保険料免除月数×3/4
4分の3免除	保険料免除月数×5/8
全額免除	保険料免除月数×1/2

1. 740,335円
2. 764,688円
3. 769,559円
4. 779,300円

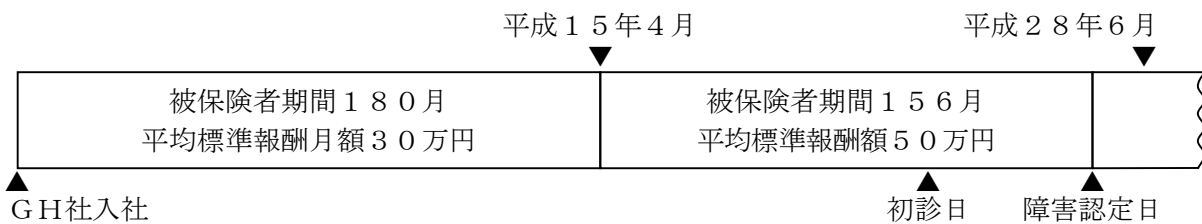
(問題32)

(設問G) GH株式会社に勤務している別所昭雄さん(52歳)は、旅行先の事故でケガをして障害等級2級の認定を受け、現在、障害年金を受給している。別所さんの厚生年金加入歴等が以下のとおりである場合、別所さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<別所さんのデータ>

- ・ 昭和40年4月3日生まれ
- ・ 妻(46歳)と長男(16歳)、および父(78歳)と同居しており、妻と長男は障害者ではない。
- ・ 妻は、会社勤務による収入が平成27年まで毎年1,000万円以上あり、その後も同等の収入が見込まれたが、平成28年6月に別所さんおよび別所さんの父の介護のために会社を退職し、その後は収入がなく、今後も介護に専念する予定である。なお、別所さんは平成28年6月に障害年金加算改善法による届出を行っている。
- ・ 長男は、高校生で別所さんに生計を維持されている。
- ・ 別所さんの父は、要介護3で自宅での介護が必要な状況であり、別所さんと生計維持関係にある。

<別所さんの厚生年金加入歴等>



<障害厚生年金(2級)の年金額の計算式>

報酬比例の年金額=①+②

① 平成15年3月以前の被保険者期間分

平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月以前の被保険者期間の月数

② 平成15年4月以後の被保険者期間分

平均標準報酬額×5.481/1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

<配偶者の加給年金額>

224,300円

<障害基礎年金(2級)の年金額>

779,300円

<1人目、2人目の子の加算額>

1人当たり 224,300円

1. 障害基礎年金	1,003,600円	障害厚生年金	812,268円
2. 障害基礎年金	1,003,600円	障害厚生年金	1,036,568円
3. 障害基礎年金	1,227,900円	障害厚生年金	812,268円
4. 障害基礎年金	1,227,900円	障害厚生年金	1,036,568円

(問題33)

(設問H) P G株式会社に正社員として勤務している佐久間則弘さん(40歳)は、現在、病気の療養のため休業しており、障害年金の受給についてCFP[®]認定者に相談した。障害基礎年金と障害厚生年金に関するCFP[®]認定者の次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、佐久間さんは、20歳から35歳になるまで自営業者として国民年金に15年間加入した後、P G社に入社し、現在に至るまで厚生年金に5年間加入している。

1. 「佐久間さんの病気の初診日がP G社に入社した後であった場合は、障害厚生年金の初診日要件を満たすことができますが、障害基礎年金の初診日要件を満たすことはできません。」
2. 「佐久間さんの病気の初診日がP G社に入社した後にあり、その初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日に障害等級3級に該当する障害の状態であった場合、障害厚生年金の支給要件には該当しますが、障害基礎年金の支給要件には該当しません。」
3. 「佐久間さんの病気の初診日がP G社に入社して1年を経過した後であった場合、20歳から35歳になるまで国民年金の保険料をまったく納めていなかったとしても、保険料納付要件を満たすことができます。」
4. 「障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかったとしても、その後障害の状態が重くなり、65歳に達する日の前日までにその傷病により障害等級に該当した場合、障害年金の支給を請求することができます。」

(問題34)

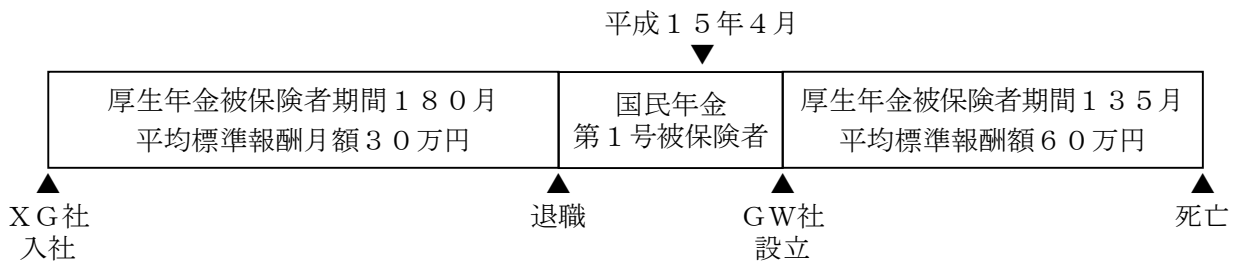
(設問1) GW株式会社の社長の山根和明さん(57歳)は、平成29年6月25日に不慮の事故で死亡した。以下の<資料>に基づき、和明さんが死亡した時点で妻の友恵さんに支給される遺族厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、中高齢寡婦加算については考慮しないこととする。

<資料>

[和明さんのデータ]

- ・ 昭和35年5月1日生まれ
- ・ 大学卒業後22歳の時から37歳までXG株式会社に勤務していた。
- ・ その後独立して個人事業主となり、45歳の時にGW社を設立して社長となった。

[和明さんの公的年金加入歴等]



[友恵さん(妻)のデータ]

- ・ 昭和40年5月8日生まれ(52歳)
- ・ 友恵さんは25歳の時に和明さんと結婚し、以後専業主婦として和明さんと同居しており、和明さんに生計を維持されていた。

[理奈さん(長女)のデータ]

- ・ 平成12年6月3日生まれ(17歳・高校生)
- ・ 和明さんと同居しており、和明さんに生計を維持されていた。

[遺族厚生年金の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 平成15年3月以前の被保険者期間分

平均標準報酬月額 $\times 7.125 / 1000 \times$ 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

② 平成15年4月以後の被保険者期間分

平均標準報酬額 $\times 5.481 / 1000 \times$ 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

※短期要件に基づく遺族厚生年金は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

1. 332,971円
2. 621,533円
3. 739,935円
4. 828,711円

(問題35)

(設問J) 会社員の夫(40歳・厚生年金被保険者)が在職中に死亡した場合、妻(37歳)に支給される遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の場合、中高齢寡婦加算は加算されない。
2. 妻が40歳に達した当時遺族基礎年金を受給している場合、その翌月から遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。
3. 中高齢寡婦加算の額は、国民年金の遺族基礎年金の額と同額である。
4. 中高齢寡婦加算は、妻が65歳に達すると加算されなくなる。

(問題36)

(設問K) 離婚時の年金分割制度のうち3号分割制度に関するCFP[®]認定者の次の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「国民年金の第3号被保険者であった期間のうち、3号分割の対象となるのは(ア)以後の期間です。国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、第2号被保険者であった人の同意がなくても、離婚時に相手方の婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で(イ)分割することができますが、離婚をした日の翌日から起算して(ウ)を経過した場合は、請求することができません。」

1. (ア)平成20年4月1日 (イ)2分の1ずつに (ウ)2年
2. (ア)平成19年4月1日 (イ)2分の1を限度に (ウ)2年
3. (ア)平成19年4月1日 (イ)2分の1ずつに (ウ)1年
4. (ア)平成20年4月1日 (イ)2分の1を限度に (ウ)1年

問9

確定給付企業年金、国民年金基金に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 確定給付企業年金の給付設計の一つであるキャッシュバランスプランに関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

キャッシュバランスプランは、「確定給付型」と「確定拠出型」の両方の特徴を併せ持つ給付設計である。年金資産について(ア)ことや、(イ)ことが特徴である。運用リスクは(ウ)が負う。

1. (ア) 従業員ごとに仮想個人勘定を設定して持ち分を個別に管理する
(イ) 給付額が市場金利に応じて変動する
(ウ) 企業
2. (ア) 個人別口座は設定せず、企業が一括管理する
(イ) 給付額が市場金利に応じて変動する
(ウ) 企業
3. (ア) 個人別口座は設定せず、企業が一括管理する
(イ) あらかじめ給付額を保証している
(ウ) 従業員
4. (ア) 従業員ごとに仮想個人勘定を設定して持ち分を個別に管理する
(イ) あらかじめ給付額を保証している
(ウ) 従業員

(問題38)

(設問B) 村瀬裕行さん(40歳)は、平成29年4月に勤めていた会社を退職し、独立開業して個人事業を営んでいる。裕行さんは、老後資金作りのため妻の真奈美さん(42歳)とともにC県の地域型国民年金基金への加入を検討している。国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、村瀬さん夫婦は、ともに国民年金の第1号被保険者として平成29年4月から国民年金の保険料を納付しており、今後も納付するものとする。また、裕行さんと真奈美さんは生計を同じくしており、今後も変わらないものとする。

1. 裕行さんが国民年金基金に加入し、その後掛金を納めていた50歳のときに死亡した場合、国民年金基金から真奈美さんに遺族一時金が支給される。
2. 裕行さんがC県の地域型国民年金基金に加入しその後他県に転居し、以前と同じ給付の型および口数で転居先の地域型国民年金基金に加入する場合、3ヵ月以内に申込みをすれば以前と同じ掛金で加入できる。
3. 裕行さんが60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入し保険料を納付する場合、その期間についても国民年金基金に加入することができる。
4. 裕行さんは、国民年金基金に加入しながら、同時に国民年金の付加保険料および個人型確定拠出年金の掛金を納めることができる。

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題39)

(設問A) 以下の<QX社のデータ>に基づいてQX株式会社の平成28年度のキャッシュフロー計算書を作成した場合、営業活動によるキャッシュフロー(ア)に記載する金額として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部XXとしてある。

<QX社のデータ>

(単位：千円)	
減価償却実施額	： 350
売上債権の減少額	： 500
棚卸資産の減少額	： 300

<QX社のキャッシュフロー計算書>

(自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日)

(単位：千円)	
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税金等調整前当期純利益	290
減価償却費	XX
受取利息及び受取配当金	▲10
支払利息	40
売上債権の減少額	XX
棚卸資産の減少額	XX
仕入債務の増加額	380
小計	XX
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	▲30
営業活動によるキャッシュフロー	(ア)
(以下省略)	

1. 860
2. 1,160
3. 1,260
4. 1,860

(問題40)

(設問B) R F 株式会社の平成28年度の<損益計算書>の主要項目は以下のとおりである。この損益計算書に関する次の(ア)～(エ)の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。なお、問題作成の都合上、一部XXXとしてある。

<損益計算書>

(自：平成28年10月1日 至：平成29年9月30日)

	(単位：千円)
売上高	500,000
売上原価	350,000
売上総利益	XXX
販売費及び一般管理費	100,000
営業利益	XXX
営業外収益	8,000
経常利益	XXX
特別損失	18,000
税引前当期利益	XXX
法人税・住民税・事業税	14,000
当期純利益	XXX

<損益計算書に関する記述>

- (ア) 当期の売上高総利益率は、10%である。
 (イ) 営業利益は、150,000千円である。
 (ウ) 当期の売上高経常利益率は、11.6%である。
 (エ) 当期純利益は、26,000千円である。

1. (ア) および (イ) が正しい。
2. (ア) および (ウ) が正しい。
3. (イ) および (エ) が正しい。
4. (ウ) および (エ) が正しい。

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 1)

(設問A) 平成29年1月1日以降、一定年齢以上の労働者は、雇用保険の高年齢被保険者とされることとなった。高年齢被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 平成29年1月1日以降に新たに雇用された65歳以上の労働者は、適用除外に該当する場合を除き、高年齢被保険者とされる。
2. 高年齢被保険者に係る雇用保険料については、経過措置として平成31年度まで徴収されない。
3. 高年齢被保険者が失業した場合の給付である高年齢求職者給付金は、その受給資格者が老齢厚生年金を受けることができるときは支給されない。
4. 高年齢被保険者が失業した場合の給付である高年齢求職者給付金は、雇用保険の基本手当日額の30日分または50日分に相当する一時金である。

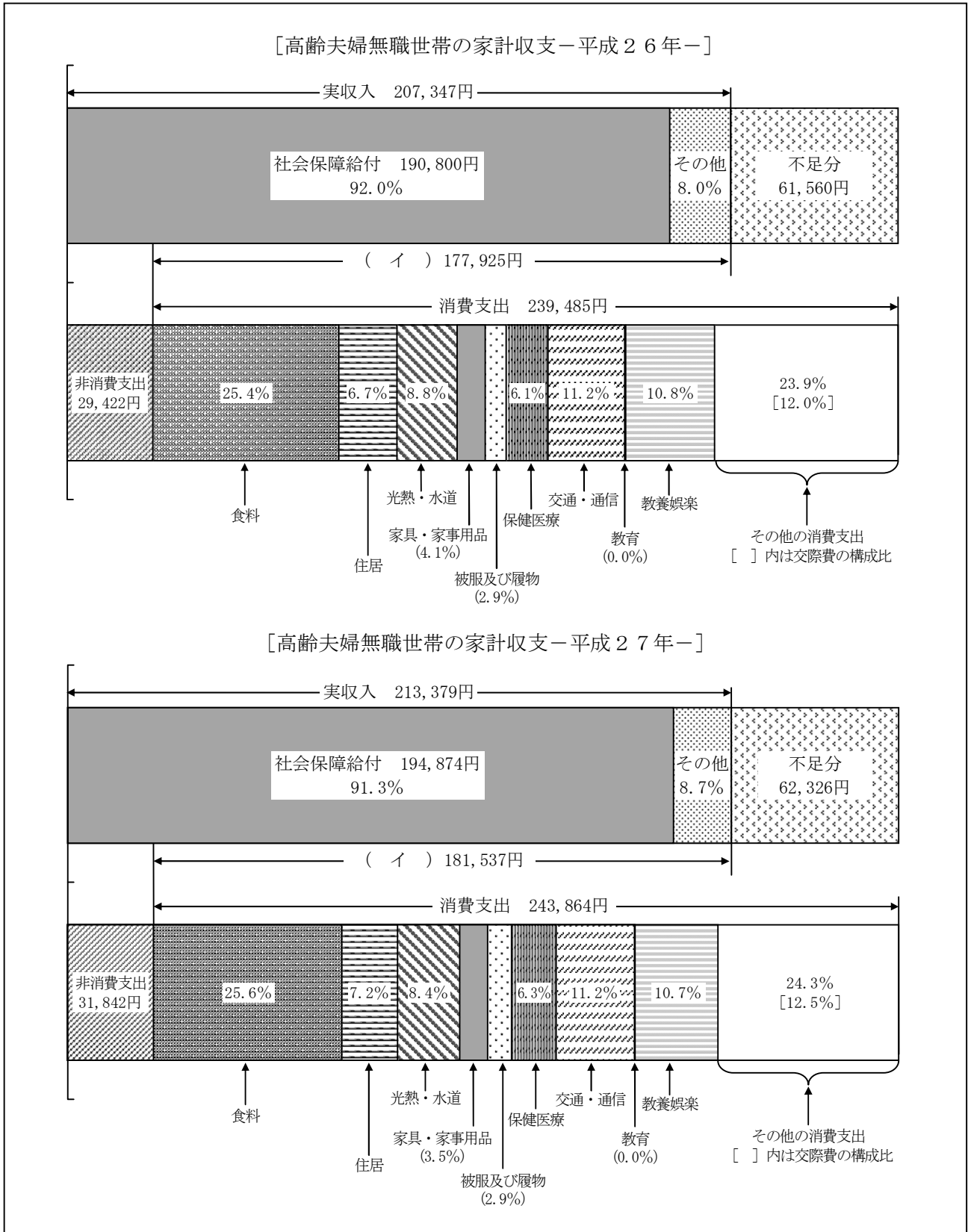
(問題 4 2)

(設問B) 次の<資料>は、総務省統計局の「家計調査年報(家計収支編)」で公表された、平成26年および27年の高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支の状況である。この<資料>に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

平成27年の高齢夫婦無職世帯の家計収支についてみると、実収入は213,379円で、前年に比べ(ア)の増加、(イ)は181,537円で、前年に比べ約2.0%の増加となった。一方、消費支出は243,864円で、前年に比べ約1.8%の増加となった。また、(イ)に対する消費支出の割合である(ウ)は約134.3%で、前年に比べ約0.3ポイントの低下となった。

1. (ア) 約2.5% (イ) 基礎生活費 (ウ) 平均消費性向
2. (ア) 約2.5% (イ) 可処分所得 (ウ) 実質消費率
3. (ア) 約2.9% (イ) 基礎生活費 (ウ) 実質消費率
4. (ア) 約2.9% (イ) 可処分所得 (ウ) 平均消費性向

<資料>

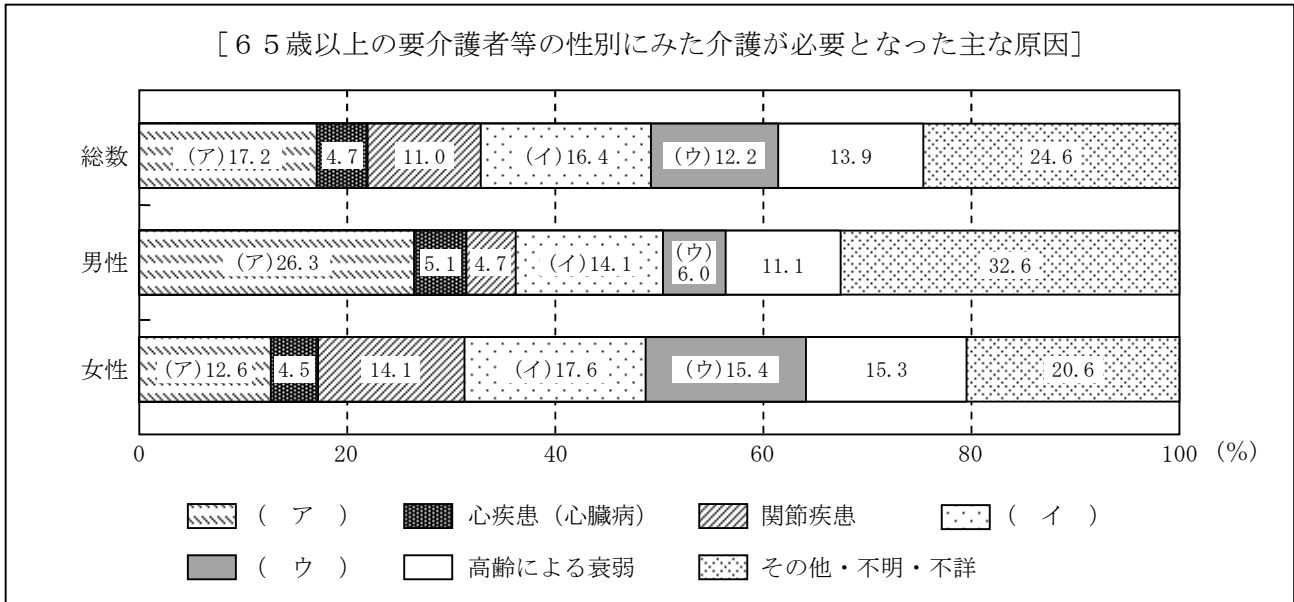


(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)平成26年家計の概況」および「家計調査年報(家計収支編)平成27年家計の概況」を基に作成

(問題 4 3)

(設問 C) 以下の<資料>は、「平成 2 8 年版高齢社会白書」で公表された 6 5 歳以上の要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因である。<資料>の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>



(出所) 内閣府「平成 2 8 年版高齢社会白書」を基に作成

- | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 1. (ア) 認知症 | (イ) 脳血管疾患 (脳卒中) | (ウ) 糖尿病 |
| 2. (ア) 脳血管疾患 (脳卒中) | (イ) 認知症 | (ウ) 骨折・転倒 |
| 3. (ア) 悪性新生物 | (イ) 認知症 | (ウ) 脳血管疾患 (脳卒中) |
| 4. (ア) 脳血管疾患 (脳卒中) | (イ) 骨折・転倒 | (ウ) 認知症 |

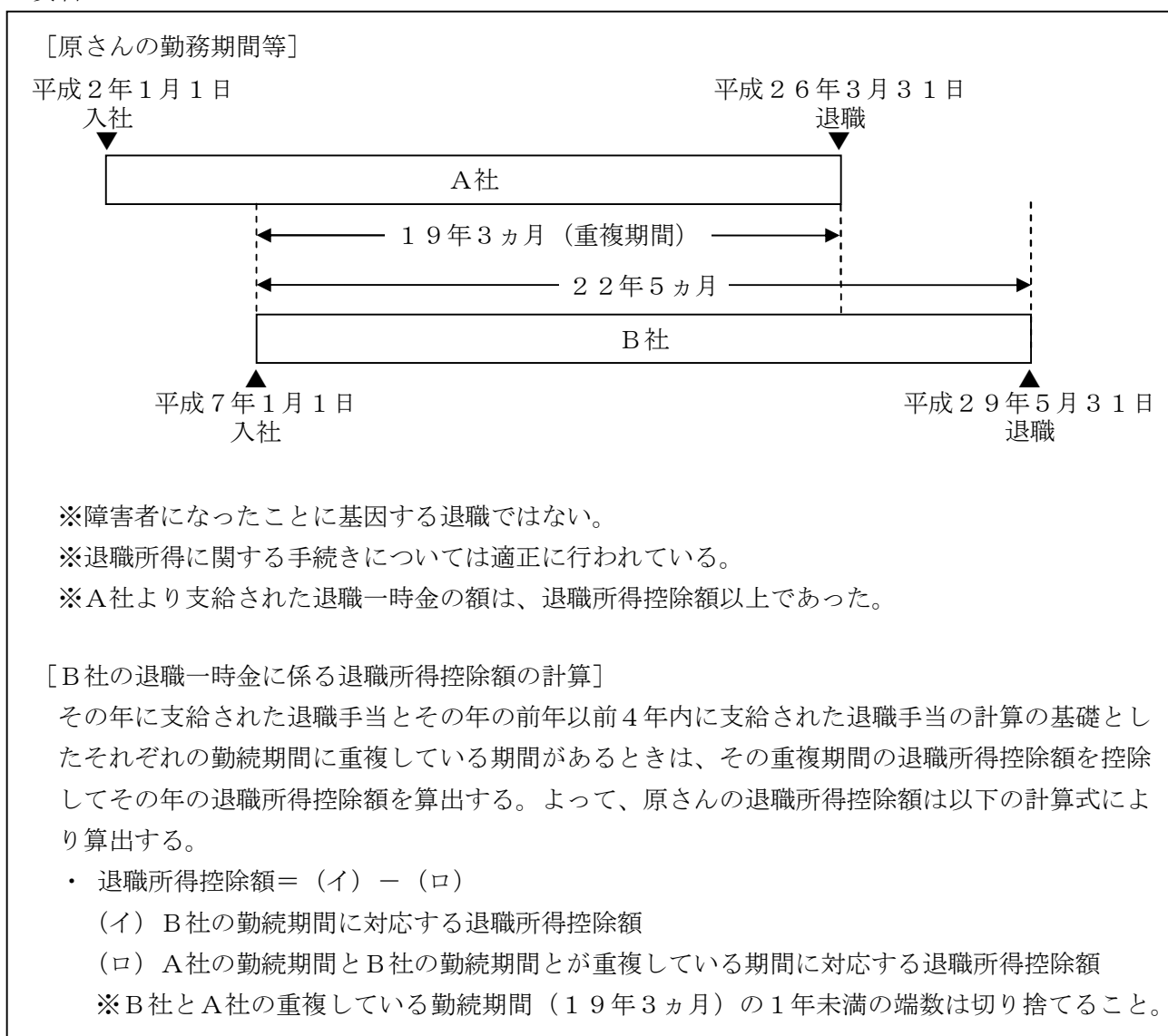
問 1 2

定年前後の会社員に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 4)

(設問A) 原良介さんは、平成26年3月31日にA社を退職して退職一時金を受け取り、平成29年5月31日にB社を退職して退職一時金を受け取った。原さんのA社とB社の勤務期間等が以下の<資料>のとおりである場合、所得税の計算上、原さんがB社から受け取った退職一時金に係る退職所得控除額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 140万円
2. 180万円
3. 210万円
4. 250万円

(問題45)

(設問B) 2018年3月末に定年退職を迎える生駒和子さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、2018年4月1日からの30年間、複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の〈当初の計画〉を実現できる必要最小限の金額が2018年3月末に準備できていたときに、〈変更後の計画〉に計画を変更した場合、2028年4月以降の20年間毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

〈当初の計画〉

- ・ 2018年4月1日から2028年3月末までの当初10年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に80万円を取り崩す。
- ・ 2028年4月以降の20年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に60万円を取り崩す。

〈変更後の計画〉

- ・ 2018年4月1日からの6年間にわたり年利1.5%で複利運用し、6年経過後の2024年3月末に、自宅のリフォーム資金として、400万円を取り崩す。
- ・ 2018年4月1日から2028年3月末までの当初10年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に70万円を取り崩す。
- ・ 2028年4月以降の20年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	1.062	1.093
10年	1.105	1.161
20年	1.220	1.347

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.942	0.915
10年	0.905	0.862
20年	0.820	0.742

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	6.152	6.230
10年	10.462	10.703
20年	22.019	23.124

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	5.795	5.697
10年	9.471	9.222
20年	18.046	17.169

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.163	0.161
10年	0.096	0.093
20年	0.045	0.043

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.173	0.176
10年	0.106	0.108
20年	0.055	0.058

1. 29万円
2. 34万円
3. 36万円
4. 42万円

問 1 3

C F P[®] 認定者には、リタイア前後のさまざまな相談に対応するため、広範な知識が必要です。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 6)

(設問A) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意後見契約の内容は、介護施設の入所・退所契約、財産管理、金融機関との取引など、法律で定められている。
2. 任意後見人を監督する任意後見監督人については、保有する資格等の制限はなく、任意後見人の配偶者になることもできる。
3. 任意後見人の不正を理由に任意後見人を解任したい場合、家庭裁判所に解任の請求ができるのは、任意後見監督人のみである。
4. 任意後見監督人が選任された後に任意後見契約を解除するには、正当な事由がある場合で、かつ、家庭裁判所の許可が必要となる。

(問題 4 7)

(設問B) 以下の(ア)～(ウ)のうち、都道府県・指定都市社会福祉協議会(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施)が行う日常生活自立支援事業で行っているサービス等に該当するものの組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) 医療費の支払いに伴う預金の払戻し、預金の解約、預金の預入れ
(イ) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の手続き
(ウ) 書画、骨とう品、貴金属類の預かりサービス

1. (ア)、(イ)、(ウ) はいずれも該当する。
2. (ア)、(イ) は該当するが、(ウ) は該当しない。
3. (イ)、(ウ) は該当するが、(ア) は該当しない。
4. (ア) は該当するが、(イ)、(ウ) は該当しない。

(問題48)

(設問C) 政府が推進している地域包括ケアシステムにおける重要項目の一つである在宅医療に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 在宅医療には、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問して療養上の世話をを行う訪問看護、入浴が困難な人に自宅で入浴介助する訪問入浴がある。
2. 訪問診療は、医師等が患者からの要請の都度、自宅等に訪問して診療を行うものである。
3. 訪問看護には、患者の年齢や症状により医療保険が適用される場合と介護保険が適用される場合がある。
4. たんの吸引や胃ろうなどの経管栄養の交換を行うことができるのは、所定の医師および看護師に限られている。

(問題49)

(設問D) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「グループホーム」という)に関する次の(ア)～(ウ)の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) グループホームは地域密着型サービスであるため、原則として、施設と同じ市区町村内に住民票のある人が入居対象となる。
- (イ) グループホームの事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。
- (ウ) グループホームの入居対象となるのは、要支援2または要介護1以上の介護認定を受けている人であり、要支援1の人は利用できない。

1. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
2. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。
3. (ア) および (ウ) は適切であるが、(イ) は不適切。
4. (ア)、(イ)、(ウ) はすべて適切。

(問題50)

(設問E) 介護保険法では、一定の要件を満たす要介護被保険者（以下「利用者」という）が施設介護や通所介護を利用する際の食費・居住費について、所得等に応じた負担限度額を設定し、特定入所者介護サービス費（以下「補足給付」という）を支給している。以下の＜補足給付の適用要件＞に基づく下表の3名の利用者の補足給付の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

利用者	Aさん	Bさん	Cさん
世帯の預貯金等	1,100万円	1,700万円	800万円
世帯の状況	単身世帯	夫婦2人世帯	単身世帯
市町村民税の課税の有無	非課税	課税	非課税
配偶者の有無	なし	あり(同世帯)	なし
備考	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金80万円を受給している。 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金240万円を受給している。 配偶者は年収70万円です市町村民税は非課税である。 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金60万円と遺族年金120万円を受給している。

＜補足給付の適用要件＞

次の(1)または(2)に該当すること。

(1) ①～③のすべてに該当する人

- ① 世帯全員が市町村民税非課税
- ② 配偶者がいる場合、その配偶者について市町村民税非課税
- ③ 下表の資産基準にあてはまること

配偶者の有無	資産基準(預貯金等)	勘案する預貯金等
配偶者なし	1,000万円以下	本人のみ
配偶者あり	2,000万円以下	本人および配偶者

(2) 生活保護を受給している人等

- 1. Aさん、Bさん、Cさんのいずれも適用される。
- 2. AさんとBさんは適用されないが、Cさんは適用される。
- 3. Bさんは適用されないが、AさんとCさんは適用される。
- 4. BさんとCさんは適用されないが、Aさんは適用される。